

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年十二月一日奈良県指令建第一〇六一二七号

令和三年十二月十五日奈良県指令建第一〇六一二七一一号

令和四年二月二日奈良県指令建第一〇六一二七一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年二月七日建第九九〇五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

五條市近内町七三〇番一、七三四番一の一部、七三四番二の一部、七三五番一、七三五番二、七三六番一の一部、七三六番二、七三七番二の一部、七七三番二の一部、七七四番二の一部、七八二番一の一部、七八二番二の一部、七八三番、七八四番の一部、七八四番二の一部、一四五二番及び一四五三番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市岡口一丁目三番一号

五條市長 太田好紀